

個人情報の第三者提供について（同意）

あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで第三者への個人情報の提供をしてはならないとされていますが、個人情報利用目的による取扱い制限の適用外（前述「個人情報の利用目的について」参照）事項及び以下については個人情報の第三者提供とはなりません。

- （１）個人情報取扱者がその利用目的の達成に必要な範囲内での個人データの委託に伴って、個人情報
が提供される場合（委託事業者への提供）
- （２）事業の主体を他へ引き継ぐ場合（事業の継承）
- （３）特定の者との間で共同して利用する場合（次項「個人情報除法の共同利用について」を参照）

なお、特定個人情報が含まれる場合は番号法19 条（事務取扱者に関する規定）に定める場合を除き、提供してはならないとされています。

＜個人情報の第三者提供の包括的同意について＞

上述のとおり個人情報はあらかじめ本人の同意を得ない場合、特定された利用目的の達成のために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされ、第三者への提供も禁じられています。

ただし、「被保険者にとって利益となるものや医療費通知などの現行通知方法を変更することにより、健康保険組合の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえない内容については、被保険者等から特段の明確な反対・保留の意思表示がない場合は、これらの個人情報の利用について黙示による包括的な同意が得られているものとして扱うことができる。」とされており。（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」：平成29 年4 月14 日厚生労働省保険局長通知 保発014 第18 号）「医療費と給付金支給のお知らせ」及び「保険給付費の支給決定通知」は世帯分まとめて被保険者に通知していることから個人情報の第三者提供に該当致しますが、当健康保険組合では上述のガイダンスに則して包括的な同意をいただいたものとして従来通り発行させていただくことにしています。

なお、この包括的同意につきましては、被保険者のみならず被扶養者家族の同意を含むものですが、同意をされない方、掲載停止を希望される方につきましては個別の対応も可能ですので当健康保険組合までお申し出ください。